

税務と経営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号

TEL (06) 6885-3990

FAX (06) 6885-3991

URL <http://www.ep-support.com/>

E-mail support@ep-support.co.jp

ヒント

さじ加減

整理整頓ができる人は高く評価されますが、行き過ぎると融通がきかなくなり、臨機応変に欠けてきます。整理整頓と臨機応変のさじ加減が難しい。適度に余白がある人の臨機応変な包容力が望ましいと「ファーストクラスのすごい成功習慣」(PHP研究所)の著者、伝説のトップCAの里岡美津奈氏という。現場でも、そういう人はフォローが素早くて、さりげない。忙しさがピークを迎えると、コックピットの食事を忘れてたりすることもある。上司の私が「あっ、」と言いかけると、すぐさま目を合せて小声で「オッケーです」と返してくれる。私がやっておきました、などと言わないところが快い。その包容力がいい。

ヒント

税務 ミニガイド

税制改正によって、法人税の税率が、25.5%から23.9%に引き下げられ、平成27年4月1日以後開始事業年度から適用されます。

また、中小企業の年800万円以下の所得に対する軽減税率(15%)も、適用期限が2年間(平成29年3月31日開始事業年度まで)延長されました。



結婚・子育て資金贈与 受贈者は20歳以上50歳未満

□制度の内容

平成27年度税制改正によって、直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置が創設されました。

この非課税制度は、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に、20歳以上50歳未満の個人（受贈者）が、その直系尊属から結婚・子育て資金として一括贈与を受けた場合、一定の要件の下で、1千万円まで（結婚・子育て資金のうち、結婚に関するものについては、300万円が限度）は、贈与税が非課税とされるものです。

□結婚・子育て資金

結婚・子育て資金とは、次に掲げるものをいいます。

- (1) 結婚に際して支出する費用で次のもの
- ①受贈者の結婚の日の1年前の日以後に支払われる婚姻に係る婚礼（結婚披露を含む）のために要する費用
 - ②受贈者又は配偶者の居住の用に供する家屋の賃貸借契約（受贈者が締結するものに限る）であって、その受贈者の婚姻の日の1年前の日から当該婚姻の日以後1年を経過する日までの期間に締結されるものに基づいて、締結の日以後3年を経過する日までに支払われる家賃・敷金その他これらに類する費用
 - ③受贈者が、受贈者及び配偶者の居住の用に供するための家屋に転居（婚姻の日の1年前の日から当該婚姻の日以後1年を経過するまでの期間にする転居に限る）をするための費用
- (2) 妊娠、出産、育児に要する費用で次のもの
- ①受贈者（配偶者を含む）の不妊治療のために要する費用又は妊娠中に要する費用
 - ②受贈者（配偶者を含む）の出産の日以後1年を経過する日までに支払われる当該出産に係る分べん費その他これに類する費用
 - ③受贈者の小学校就学前の子の医療のために要

話のタネ

○芭蕉が「閑さや岩にしみ入る蟬の声」を詠んだのは、旧暦5月27日、今の暦で7月12日です。この蟬の種類で蟬論争があり、斎藤茂吉の油蟬説、小宮豊隆のニイニイ蟬説と分かれましたが、後日、実地調査の結果、ニイニイ蟬がほぼ定説です。次に蟬の数、一匹説、初蟬で数匹、群生説と分かれ、今なお入り乱れています。外国語の訳ではほとんどが単数です。



する費用

- ④幼稚園、保育所その他これらに類する施設に支払う子に係る保育料その他これに類する費用

□申告書の提出

この特例は、この特例の適用を受けようとする受贈者が結婚・子育て資金非課税申告書を取扱金融機関の営業所等を経由して、信託等がされる日までに、納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り適用することとされています。

□領収書等の提出

この規定の適用を受ける受贈者は、結婚・子育て資金の支払いに充てた金銭に係る領収書等を取扱金融機関の営業所等に提出しなければならないこととされています。

□贈与者が死亡した場合等

贈与者が死亡した場合に、一括贈与額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額があるときは、その残額は、相続財産として相続税の課税対象とされます。

また、受贈者が50歳に達した場合に、一括贈与額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額がある場合には、その残額は、贈与税の課税対象となります。

個人の不動産貸付における 事業的規模とは

個人の不動産貸付においては、その規模が事業的規模なのかそうでないかにより、税務の取り扱いに差異が生じます。

今回は、この点についてまとめてみます。

1. 事業的規模に該当するかどうかの基準

原則論としては、実質的に社会通念上事業と称するに足る程度の規模で行われているかどうかで判断されます。

一方、形式的な基準として、アパート等については、おおむね10室以上、独立した家屋の貸付けであれば、おおむね5棟以上であれば、事業的規模として扱われます。

2. 事業的規模の貸付けの場合

①不動産や船舶などの取り壊し・滅失などによる損失額の扱い 全額が、その損失が生じた年分の必要経費となります。

②賃貸料の貸倒れによる損失額の扱い 全額が必要経費となります。

③青色事業専従者給与、(白色)事業専従者控除の扱い 青色は基本的に全額が必要経費となりますが、白色の場合には一定の限度計算以内が必要経費となります。

④65万円の青色申告特別控除の扱い 不動産所得金額が限度となりますが、全額が控除対象となります。

⑤確定申告の延納に係る利子の扱い 不動産所得に対応する部分が必要経費となります。

3. 事業的規模以外の貸付けの場合

上記との対応関係では以下ようになります。

①不動産所得の金額を限度とする額までが必要経費となります。

②不動産所得の金額の範囲内までの額が必要経費となります。

③適用はありません。

④青色の場合 10万円の青色申告特別控除が限度となります。

⑤適用はありません。

ナマの税務相談室

Q このたびは、お忙しいお時間を縫って、ご参列下さいまして誠に恐縮でした。

A どういたしまして。なかなか心のこもった良いお葬式でした。

Q 実は本日お伺いいたしましたのは、お葬式に掛かった色々な費用の処理でご相談に乗っていただきたく参上した次第です。ご存知のように小さな会社ですから、ただ一人私が仕切り、若手を使ってお通夜、告別式を執り行いました。ここに葬式費用の資料をまとめて持参いたしました。

相続申告に際し葬式費用が経費として認められると聞いていますが判別がつきません。領収書等はこの通りです。ご検討下さい。

A お通夜、告別式関係のお寺の支払いのほか葬儀社支払いの領収書を拝見いたしましたら皆会社宛での領収書ですね。社葬という方針でそのように取り決めされたのですか？

創業者死亡 葬儀あれこれ

Q いえいえ、たまたま会社の小切手が便利なもので支払いに利用したまでです。社葬できるレベルの会社ではありません。

話は変わりますが、役員退職金を支払いたいのですが、相続税とどのような関わりがありますか？

A 社葬でないならば、先ほどの領収書は会社から相続人に返して、相続人はその代金を会社に返金して下さい。

ところで、役員退職金は勿論可能ですし、社内規定に従って処理して下さい。会社で適正に処理されれば損金処理扱いできます。

一方、「死亡退職金」は、相続税法でも一定の非課税規定があります。

Q 創業以来40年の功労者ですので応分の処理をさせていただきます。

A 現行税法では相続人1人あたり500万円の非課税規定があります。

「ふるさと納税」が 一段の制度拡充

地方創生の目玉として「ふるさと納税制度」の制度拡充が実現しました。まず、「ふるさと納税枠」が、2倍に拡充されました。平成27年1月1日以降のふるさと納税から対象となります。それから、ふるさと納税ワンストップ制度が創設されました。平成27年4月1日以降に行うふるさと納税が対象です。

- ふ**るさと納税をすると、
- ①所得税寄附金控除
(寄附金-2000)を所得控除、
(控除額×所得税率×1.021)
が税額として軽減されます。
 - ②住民税基本控除
(寄附金-2000)×10%
が税額控除されます。
 - ③住民税特別控除
(寄附金-2000)×90%-①

が税額控除されます。

寄附金のうち2,000円を超える部分は、この①+②+③により、全額が税額からの軽減差引要素となります。

今年の税制改正での「ふるさと納税枠2倍拡充」は、上記③の控除限度額に対するもので、住民税所得割額の10%を、20%にするというものです。なお、対象となる寄附金額につき、①については総所得金額等の40%、②については総所得金額等の30%までという制限があります。

また、ふるさと納税をしたとき、寄附先の自治体に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出すると、寄附金控除の適用を受けるための確定申告書の提出をしな

くても済むようになりました。これが、ふるさと納税ワンストップ制度です。この場合、上記の①の適用はなく、①の額を含む②と③の適用のみとして処理されます。

ただし、寄附金が5団体を越える人と、確定申告をする人については、例えワンストップ制度の手続をしたとしてもその手続は無効です。

なお、国会審議中に、寄附の返礼の行き過ぎが予算委員会の質疑として取り上げられ、高額なもの、換金性の高いものなど、特に批判されていました。総務相は自治体に「節度ある対応」を求めると答弁しておりました。さすがに、寄附金の半額を電子マネーで自動的に還元する、などという事例は立法趣旨からの逸脱が目にあまり、短期間で中止になっていますが、この問題については特段の法的手当はなされていません。

平成27年も半ばを過ぎました。暑い日が続きます。京都では、7月に入ると、毎夜、鉦町の会所などで鉦、太鼓で祇園囃のけいこが始まり、16日の宵山から17日の鉦祭と最高潮です。「祇園祭の日焼残りて勤めたる 飛旅子」暑さにめげず、祭りを楽しみ、仕事に励む。今年前半の半年を顧み、後半の半年をどう乗り切るか。7日小暑、23日大暑。



二十歳の顔は自然の贈り物。
五十歳の顔はあなたの功績。

(ココ・シヤネル)

7月の税務メモ

(国 税)		(地方税)
○6月分源泉所得税の納付(特例適用者は1~6月分の半年分)	10日	○6月分個人住民税特別徴収分の納付
○所得税の予定納税額の減額申請	15日	
○所得税の予定納税額第1期分納付	31日	○5月決算法人の確定申告
○5月決算法人の確定申告	〃	○11月決算法人の中間(予定)申告
○11月決算法人の中間(予定)申告	〃	
	(地方条例による)	○固定資産税(都市計画税)の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。